

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策寄附金の納付方法について

「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策寄附金申出書」（以下、寄附金申出書）を下記手順によりご提出ください。ご不明な点は、右記の問い合わせ先までご連絡ください。インターネットによる寄附をお考えの方は、ふるさと納税をご検討ください。皆さまのご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

【岐阜県新型コロナウイルス感染症対策寄附金窓口】

〒500-8570
岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県総務部行政管理課
TEL：058-272-1111（内線2122）
FAX：058-278-2544
メール：c11127@pref.gifu.lg.jp

1 寄附金申出書の入手

寄附金申出書は次のとおり入手可能です。

1 岐阜県ホームページ

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策寄附金関係ページ
(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/somu/gyokan/koronakihukin.html>)
から寄附金申出書のダウンロードが可能です。

2 窓口への問合せ

岐阜県新型コロナウイルス対策寄附金窓口（岐阜県行政管理課 058-272-1111（内線2122））にお問い合わせいただければ、申出者様のご自宅等に寄附金申出書を郵送又はファックスいたします。

2 寄附金申出書の作成

入手した寄附金申出書に記載してください。

1 申出書へ記載

申出者様が個人として寄附される場合は「個人の場合」欄に、法人として寄附される場合は「法人の場合」欄に、必要事項を記載してください。
「連絡先」欄は必ずご記入ください。

2 誓約事項

記載内容について誓約願います。
※誓約いただけない項目がある場合、寄附の受領を受け付けないことがあります。

3 寄附の公表

申出者様のご意向に沿って、ホームページ等により公表させていただきます。公表を希望しない場合は、「公表を希望しない」欄にチェックしてください。

4 感謝状の送付について

10万円以上ご寄附いただいた方に、感謝状を送付させていただきます。不要であれば、「感謝状は不要です」欄にチェックしてください。

5 岐阜県へのメッセージ（任意）

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策寄附金について、岐阜県に伝えたいメッセージがあればご記載ください。

3 寄附金申出書の提出

次の方法により、記載いただいた寄附金申出書を岐阜県までご提出ください。

1 郵送

〒500-8570（住所記載不要）岐阜県行政管理課あてにご郵送ください。
※郵送料はご負担願います。

2 ファックスで提出

FAX番号：058-278-2544（岐阜県総務部行政管理課）あてにご提出ください。

3 電子メールで提出

c11127@pref.gifu.lg.jp（岐阜県総務部行政管理課）あてにご提出ください。

4 岐阜県窓口まで持参

岐阜県庁2階行政管理課まで直接お持ちください。

現金書留による郵送又は現金を直接窓口までお持ちいただくことは、ご遠慮ください。

4 支払用紙の受領

寄附金申出書が岐阜県に届き次第、ご本人確認の電話をかけさせていただきます。
岐阜県が寄附金申出書を受領した日から概ね1週間以内に支払用紙を送付させていただきます。

5 銀行等で支払い

受領した支払用紙により、下記の金融機関でお支払いをお願いします。
※金融機関から受け取る領収証書は、寄附金控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。

岐阜県内でお支払いの場合

- ・ ゆうちょ銀行を除く普通銀行
- ・ 信託銀行
- ・ 信用金庫
- ・ 商工組合中央金庫
- ・ 東海労働金庫
- ・ 信用組合
- ・ 岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所

岐阜県外でお支払いの場合

- ・ 大垣共立銀行及び十六銀行の支店
- ・ 北陸銀行中村支店
- ・ みずほ銀行
- ・ 三菱東京UFJ銀行
- ・ 三井住友銀行
- ・ ジャパンネット銀行及び楽天銀行の本店又は支店
（ジャパンネット銀行及び楽天銀行は、マルチペイメントネットワークを利用するものに限る）